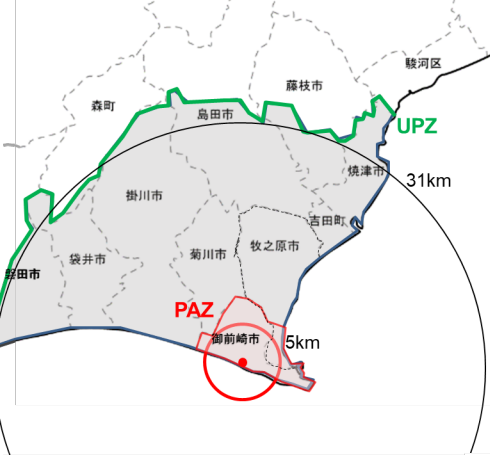


資料1 浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応(イメージ) ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 浜岡地域の原子力災害対策重点区域

- 浜岡地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は御前崎市、牧之原市の2市、UPZ内は、牧之原市、掛川市、菊川市、袋井市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、吉田町、森町の8市2町にまたがり、人口は817,378人※。
- PAZ内の人口は43,158人※。
- UPZ内の人口は774,854人※。

※浜岡地域原子力災害広域避難計画(令和5年7月修正)等

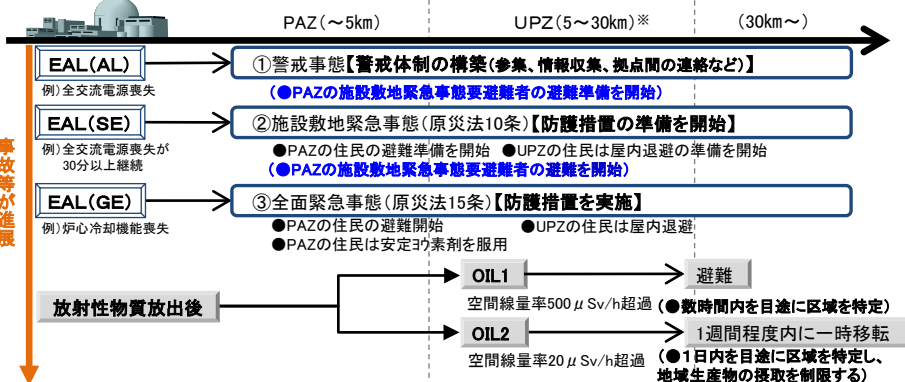


<概ね5km圏内>
PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
 Precautionary Action Zone
 ⇒急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

<概ね5~30km圏内>
UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):
 Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
 原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
 国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

避難元	人口	避難先(1) 単独発災		避難先(2) 大規模地震等複合災害時	
		静岡県内(浜松市)	静岡県外		
P A Z	御前崎市 30,547人	静岡県内(浜松市)		長野県(松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域の28市町村)	
		43,238人	PAZ 11,977人		山梨県(5市町)
	UPZ 31,261人		山梨県(14市町)	群馬県(11市町村)	
	吉田町 29,217人		静岡県内(静岡市、富士宮市)		群馬県(5市)
	島田市 91,598人		静岡県内(15市町)		東京都特別区、市町村(島しょ部を除く)
	藤枝市 107,824人		神奈川県(全33市町村)		埼玉県(全63市町村)
	焼津市 136,623人		静岡県内(6市町)		
	U P Z	菊川市 47,582人	静岡県内(浜松市、湖西市)		富山県(4市)
掛川市 115,589人		愛知県(16市町村)		富山県(11市町村)	
袋井市 88,278人		三重県(全29市町)		福井県(11市町)	
磐田市 123,574人		岐阜県(全42市町村)		石川県(9市町)	
森町 3,308人		静岡県内(森町内)		静岡県内(森町内)	
合計		817,378人			

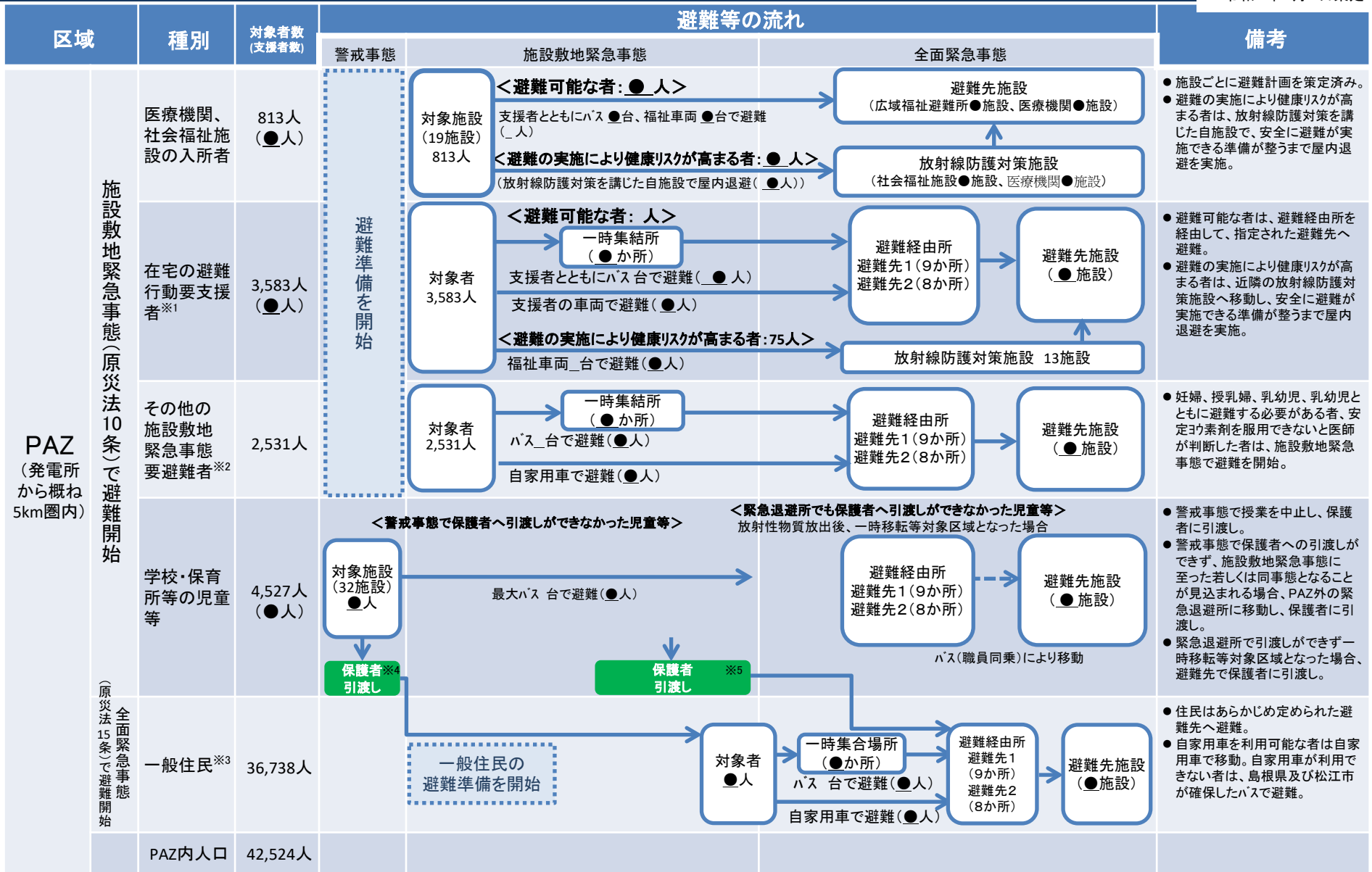
原子力災害対策重点区域内人口
合計 817,378人

※浜岡地域原子力災害広域避難計画(令和5年7月)

関係市町名	PAZ内(5km内)		UPZ内(5~31km内)		合計(PAZ+UPZ)	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
御前崎市	30,547	人	-	-	30,547	人
牧之原市	12,103	世帯	-	-	12,103	世帯
掛川市	11,977	人	31,261	人	43,238	人
菊川市	4,803	世帯	12,434	世帯	17,237	世帯
袋井市	-	-	115,589	人	115,589	人
島田市	-	-	47,144	世帯	47,144	世帯
磐田市	-	-	47,582	人	47,582	人
焼津市	-	-	18,779	世帯	18,779	世帯
藤枝市	-	-	29,217	人	29,217	人
吉田町	-	-	12,077	世帯	12,077	世帯
森町	-	-	88,278	人	88,278	人
合計	42,524	人	774,854	人	817,378	人
	16,906	世帯	325,478	世帯	342,384	世帯

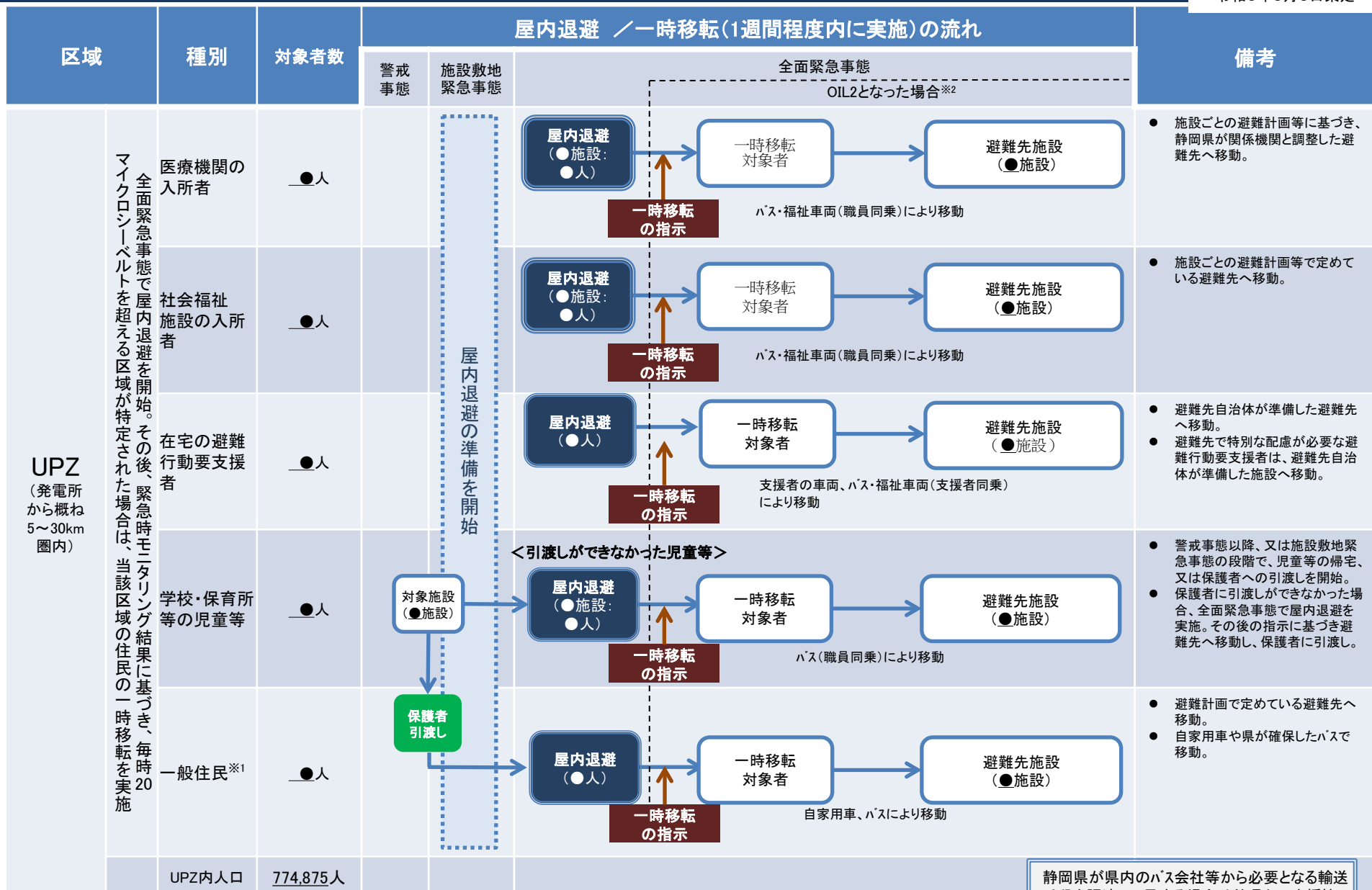
※ 浜岡地域原子力災害広域避難計画(令和5年7月修正)、世帯数の一部については市町の人口統計から算出

浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応（イメージ） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方



※1 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態要避難者が対象
 ※2 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口から施設緊急事態で避難する者を差し引いた人数
 ※4 警戒事態に至った時点で対象施設において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保育所・幼稚園の児童は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始、それ以外の者は全面緊急事態で避難開始
 ※5 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、緊急退避所において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに緊急退避所で待機し、全面緊急事態で避難開始

浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応（イメージ） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方



※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口から医療機関、社会福祉施設在宅の避難行動要支援者児童等を差し引いた人数
 ※2 OIL2を例に示したもの。UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を実施した上で、必要に応じ避難経路所を経由し避難先まで移動

静岡県が県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や国の支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応（イメージ）

④浜岡地域の実状に応じた対策

1. 南海トラフ地震を想定した対応(単独災害)

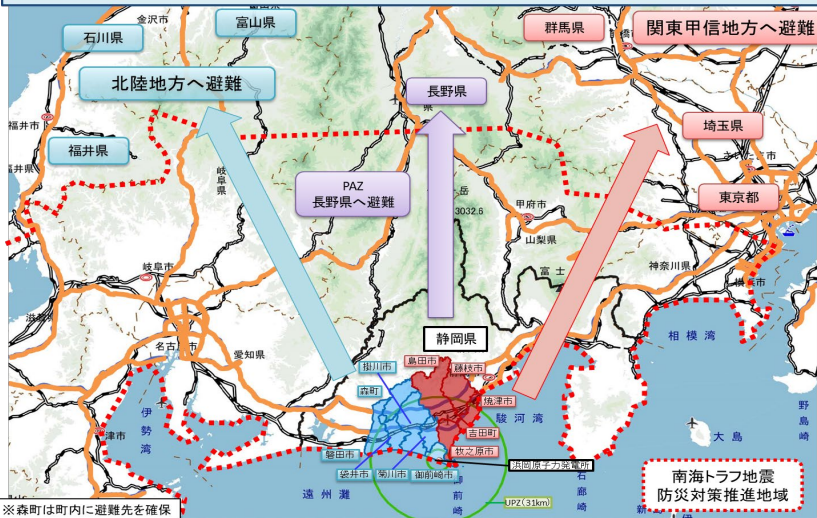
- ▶ 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、原子力災害単独での想定だけでなく、大規模地震との複合災害を想定した2パターン設定。
- ▶ 原子力災害単独で発生した場合等：静岡県内市町及び周辺5県。



2. 南海トラフ地震を想定した対応(大規模地震との複合災害)

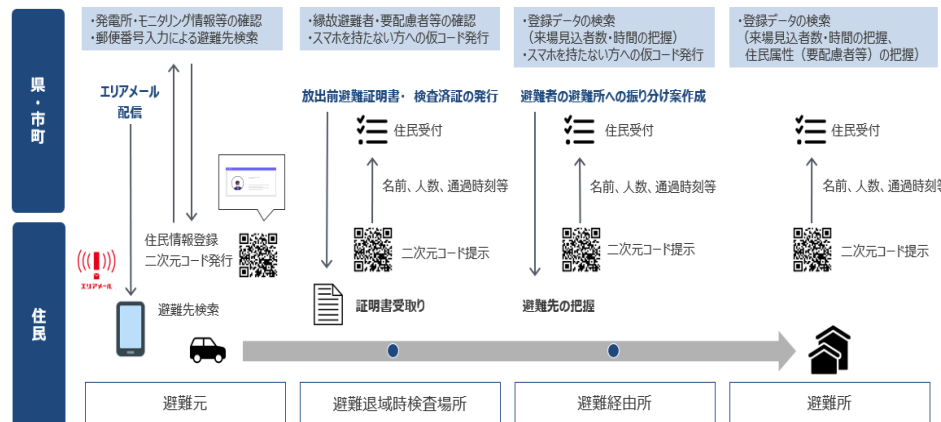
- ▶ 大規模地震等の複合災害時：南海トラフ地震防災対策推進地域外の7都県。

大規模地震等の複合災害時は南海トラフ地震防災対策推進地域外の7都県(長野県は北部)へ避難



3. 避難を円滑に行うための対応策

- ▶ 静岡県では、スマートフォン対応の「静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システム」を作成。避難退域時検査場所等での受付をスムーズにするほか、避難先を表示すること及び住民の避難状況を把握すること等に利用することで、避難を円滑に実施する。



4. 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- ▶ 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合（PAZの例）＞

	避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ▶ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。 放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ▶ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	感染症指定医療機関等で治療	
	感染者(軽症者等) 避難の実施により健康リスクが高まる者 それ以外の者*		それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
自宅等で避難準備	感染者(重症者等)	バス避難者等の一時集約所等 ▶ 密集を避け、極力分散して集合。	避難車両 ▶ 感染者(軽症者等)は、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等) 避難の実施により健康リスクが高まらない者 それ以外の者*		避難所等 ▶ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
一般住民	感染者(軽症者等)	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。	避難先施設では、密集を避ける。	
	それ以外の者*		バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	

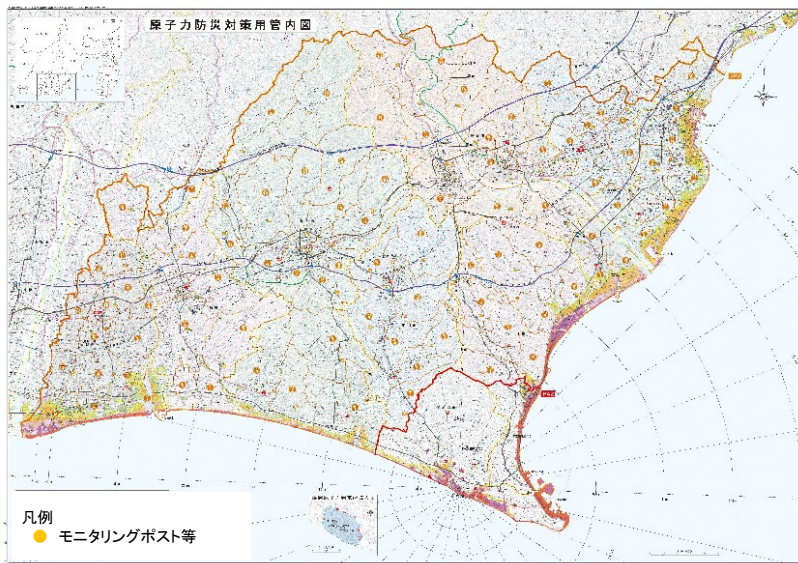
※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応（イメージ）

⑤住民の安全確保に向けた主な対策

1. 浜岡地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位ごとに関連付けを行っている。



2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

- 静岡県では、PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 令和4年4月現在、PAZ内の住民40歳未満の者に対し、7,344人に配布。

<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の機能や服用時期など、事前配布に際しておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 静岡県では避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、計__施設に備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市等は備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所(計__か所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

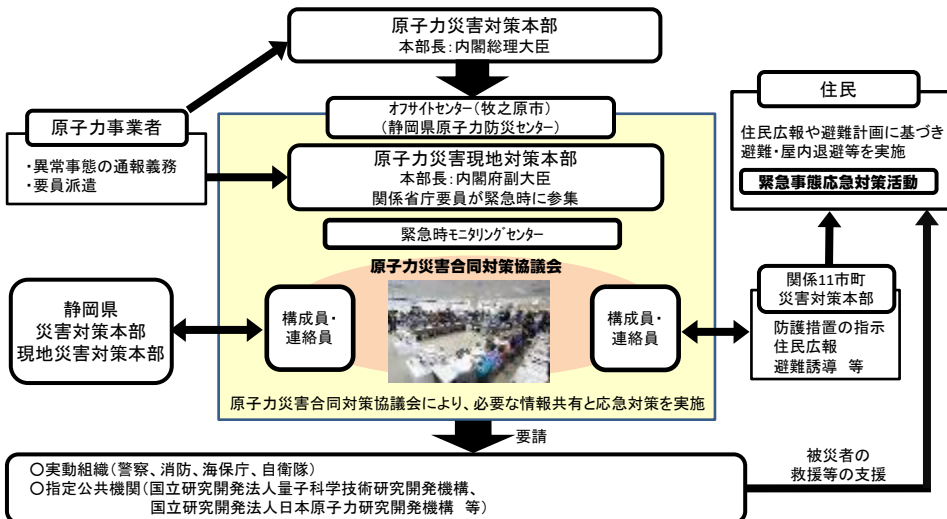
- 静岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。(全16か所※)



浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応（イメージ）

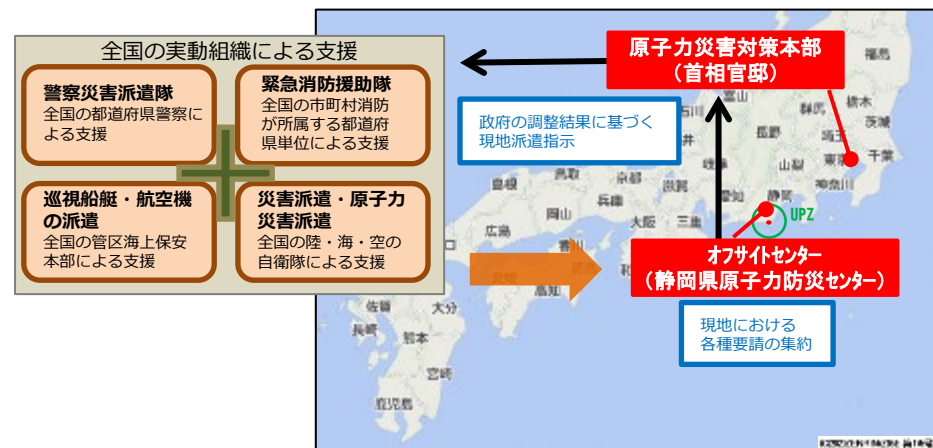
⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



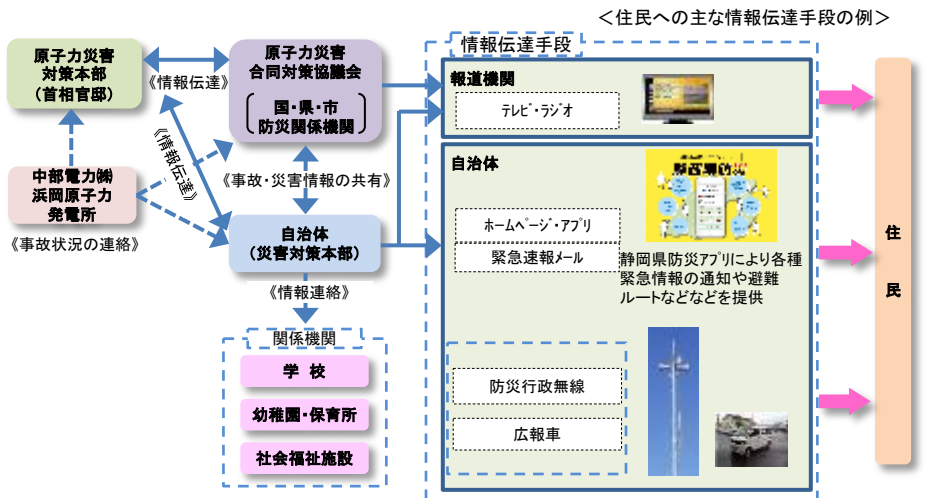
3. 実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、静岡県及び関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 静岡県及び関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織	消防組織	海上保安庁	防衛省
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導 ✓ 避難住民の誘導・交通規制 ✓ 避難指示の伝達 ✓ 避難指示区域への立入制限等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援 ✓ 傷病者の搬送 ✓ 避難指示の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 巡視船艇による住民避難の支援 ✓ 緊急時モニタリング支援 ✓ 船舶等への避難指示の伝達 ✓ 海上における警戒活動 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急時モニタリング支援 ✓ 被害状況の把握 ✓ 避難の援助 ✓ 人員及び物資の緊急輸送 ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染 ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業